

第5回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成29年11月7日 午後3時～午後4時30分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（14人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
委員	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（2人） 3番 川端 浩二 14番 齋藤 三千男

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

報告第4号 担い手への農地利用委集積の状況について

6、その他

- ・農業委員会との意見交換会及び人・農地プランに関する座談会について
- ・下之宮の圃場整備と玉ねぎの定植について
- ・産業祭について
- ・ぐんまちゃん家での玉村町産野菜の消費宣伝販売について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久
事務局 斉藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第5回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、10番 峯岸委員・11番 萩原委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の斉藤氏を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号42900169について議案書と詳細を朗読、説明】

農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議長 番号1、42900169の審議を行います。この件に関しまして、農地部会が現地調査を行っておりますので、代理委員より報告をお願いします。

委員 こちらは農地台帳上のメモですが、永耕作権がありまして、その解消といった意味合いもあるかと思いますが、住宅と住宅の間にある狭い地目田、現状畑の農地でありますので、売買は問題ないと思います。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900169について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号42900169について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号42900169は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号1 受付番号429000173について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 番号1、42900173の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、代理委員より報告をお願いします。

委員 申請地は平成20年に相続した結果、農地法の許可を得ていなかったことが判明し、申請していることから問題ないと考えます。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900173について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号42900173について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900173 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号 番号 2 受付番号 429000178 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 番号 2、42900178 の審議を行います。この件に関しまして農地部会が現地調査を行っておりますので、代理委員より報告をお願いします。

委 員 申請人は道路を挟んだ南側に住んでおり、畑の一部を利用して自家用の倉庫と駐車場を作るといふ申請ですので、問題ないと判断しました。

地元の委員は、何かありますか。

委 員 一生懸命農業を行っている人なので、これくらいの施設は必要なのではないか。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900178 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900178 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長 賛成多数ということで、受付番号 42900178 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 3 号 番号 1 受付番号 42900171 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 議案第 3 号番号 1、42900171 の審議を行います。この件に関しまして、農地部会が現地調査を行っておりますので、代理委員より報告をお願いします。

委 員 申請地は第 3 種農地であり、付近への影響もないとみられることから許可相当

と考えます。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900171 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900171 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900171 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 3 号 番号 2 受付番号 42900172 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 議案第 3 号番号 2、42900172 の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、代理委員より報告をお願いします。

委 員 申請地は第 3 種農地であり、付近への影響もないとみられることから許可相当と考えます。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900172 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900172 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900172 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第3号 番号3 受付番号42900174について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 議案第3号番号3、42900174の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、代理委員より報告をお願いします。

委員 第1種農地ではありますが、周辺農地に影響はないと判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900174について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号42900174について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号42900174は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第3号 番号4 受付番号42900175について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 議案第3号番号4、42900175の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、代理委員より報告をお願いします。

委員 すでに植木が植えられており、始末書の提出も受けていますので、是正のためなので致し方ないと判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900175について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号42900175について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900175 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 5 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 3 号 番号 5 受付番号 42900177 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 議案第 3 号番号 5、42900177 の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、代理委員より報告をお願いします。

委 員 申請地は第 3 種農地であり、付近への影響もないとみられることから許可相当と考えます。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900177 について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 奥の田んぼへの進入路がなくなってしまうが大丈夫なのか。

事務局 西側の田との間に畦があり、2 筆の田に見えますが、西隣の田とは 1 筆であり、所有者、耕作者共に同じ人なので、畦をとれば問題ありません。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900177 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900177 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

なお、4 条 5 条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。

次第 4 の議事については、終了といたします。

次に次第 5 の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の受理状況

について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議長 報告事項第1号から第3号について質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議長 発言は無いようですので、報告事項第4号について事務局より説明をお願いいたします。

【報告事項第4号 担い手への農地利用委集積の状況及び「農地の利用活用に関するアンケート」について報告、説明】

議長 報告事項第4号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議長 アンケートについては、まず農業者、農業経営体に出すのか、農地所有者に出すのか。

事務局 農地所有者にアンケートを行う予定です。

委員 五料について言えば、不耕作農地の所有者に発出して、貸したいとの回答があれば、何かしらの行動が起こせるのではないかと。
所有者の意思がはっきり分からなければ机上の理論になってしまい、事は進まないのではないかと。

事務局 それでは、認定農業者及び人・農地プランで定められている農業者に貸している農地所有者は除く、ということではよろしいでしょうか。

議長 それでよいのではないかと。
次に、面積であります。500㎡以上とか1,000㎡以上とかに決めた方がよいのではないのでしょうか。

委員 最低1haはないと、野菜も作りづらいのではないかと。

事務局長　それでは、500 m²以上、1,000 m²以上で該当者がどのくらいいるのか集計してから決めるといふことをお願いいたします。

議　長　アンケートの内容については、非常に大切なことなので、しっかり考えていったほうが良いと思うので、今回は議論せず次回に議論するといふことをお願いしたい。

委　員　各地域によって実態は違うと思うので、基本をきちんと決めておかないと、内容についての議論も難しいのではないかと。

事務局　面積での該当者数は作成します。アンケート方法は郵送で行います。

委　員　上陽地区は中間管理機構での貸し借りが進んでいますので、このアンケート内容では失礼ではないかと。伊勢崎市は中間管理機構を利用しての貸借をしてくれないので、利用権で行っているが伊勢崎市でも中間管理機構を使えないのか。

事務局　伊勢崎市にある農地は、玉村町で行うことは出来ないのと、伊勢崎市に動いてもらうしかありません。

委　員　アンケート内容についてですが、町公社や中間管理機構という言葉が出てきますが、内容を理解できない人も多いのではないかと、説明を付けたほうが良い。

事務局　注釈を付けます。

議　長　他に発言は無いようですので、次第5については終了といたします。続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局　【・農業委員会との意見交換会及び人・農地プランに関する座談会について

- ・下之宮の圃場整備と玉ねぎの定植について
- ・産業祭について
- ・ぐんまちゃん家での玉村町産野菜の消費宣伝販売について
- ・その他について、朗読、説明】

議　長　委員より何かありますか。なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人